

る方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 保険業法第二百七十二条第一項に規定する登録を受けて同法第二条第十七項に規定する少額短期保険業を行う法人（損害保険業を行うものに限る。） 同法第二百七十二条の十八において準用する同法第百十六条第一項

第五十七条の五第一項第三号中「第四十四条第二項」を「第四十四条の八」に改め、同条第九項中「当該積立てをした事業年度」を「その積み立てられた事業年度」に改め、同条第十二項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第一号から第二号の二まで」に改める。

第五十七条の六第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第六項中「当該積立てをした事業年度」を「その積み立てられた事業年度」に改める。

第五十七条の七第一項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により関西国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第五項中「（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）」を加える。

第五十七条の八第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別修繕準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改め、同条第十項中「当該積立てをした事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十七条の九第一項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第二項中「第五十七条の九第一項」を「第五十七条の十第一項」に改め、第三章第二節中同条を第五十七条

の十とし、第五十七条の八の次に次の一条を加える。

(社会・地域貢献準備金)

第五十七条の九 日本郵政株式会社が、日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する基金（以下この条において「基金」という。）の積立てに係る適用事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該適用事業年度において、同法第六条第三項に規定する社会・地域貢献資金（第四項及び第十一項において「社会・地域貢献資金」という。）の交付に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により社会・地域貢献準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により社会・地域貢献準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該適用事業年度の日本郵政株式会社法第十三条第二項に規定する利益金の額のうち同項の規定により基金に積み立てた金額

二 一兆円から前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場

合には、その前日を含む連結事業年度。以下この号及び第三項において「前事業年度等」という。）から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額（当該事業年度終了の日において第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金の金額（以下この号において「連結社会・地域貢献準備金の金額」という。）がある場合には当該連結社会・地域貢献準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、積立期間（平成十九年十月一日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間をいう。次項において同じ。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により基金を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度を除く。）をいう。

一 平成二十九年九月三十日

二 日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定により基金に積み立てた金額の合計額から同条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した金額の合計額を控除した残額が最初に一兆円に達した日（その達した日が事業年度終了の日の翌日から当該事業年度の決算の確定の日までの期間内の日である場合（当該事業年度と同条第二項に規定する利益金の額に係る基金の積立てを当該期間内において剰余金の処分により行っている場合に限る。）には、当該事業年度終了の日）

3 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、積立期間の末日を含む事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日を含む連結事業年度）終了の日の翌日から十年を経過した日を含む事業年度（当該経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該経過した日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）以後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額（以下この項において「社会・地域貢献準備金残額」という。）がある場合に

は、当該基準事業年度等の開始の日における社会・地域貢献準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が社会・地域貢献準備金残額を超える場合には、当該社会・地域貢献準備金残額）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、社会・地域貢献資金の交付の財源に充てるため日本郵政株式会社法第十三条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した場合に、その取り崩した金額（当該取り崩した金額がその取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額を超える場合には、当該取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額）に相当する金額は、その取り崩した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により基金を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各

号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に基金を移転したことにより基金を有しないこととなつた場合 その合併又は分割型分割の直前における社会・地域貢献準備金の金額

二 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における社会・地域貢献準備金の金額

三 前二項及び前二号の場合以外の場合において社会・地域貢献準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における社会・地域貢献準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における社会・地域貢献準備金の金額

は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該社会・地域貢献準備金の金額については、前三項、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

7 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における社会・地域貢献準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算



上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

8 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の五十八の二第八項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七

条の九第三項中」と読み替えるものとする。

- 11 第五十五条第十四項、第十六項及び第十七項の規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が適格分割型分割により基金に係る資産を移転した場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が社会・地域貢献資金を交付することとなつた場合に限り、第六十八条の五十八の二第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項の」とあるのは「第三項の九第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の九第三項中」と読み替えるものとする。

- 12 第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政

令で定める。

第五十八条第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により探鉱準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第二項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第四項及び第五項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第五十九条第四項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「ついでこれらの」を「ついで、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条に次の一項を加える。

5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十条第四項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「これらの」を「、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条第五項中「指定の日」の下に「、同項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算」を加える。

第六十一条第一項中「含む」を「含み、当該事業年度に係る配当その他剰余金の処分により支出する金額を除く」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「留保した金額」を「前項に規定する留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第三項中「における配当、賞与」を「に係る配当」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項及び第五項中「添附」を「添付」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の二第一項中「（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金

の処分により積立金として積み立てる方法により農用地利用集積準備金として積み立てたときを含む。」を加え、同条第二項及び第三項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十一条の三第一項中「(第五項)」を「(以下この項及び第五項)」に、「には、前事業年度等」を「には、当該農用地等につき、前事業年度等」に、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(確定した決算において利益又は)」を「当該事業年度の確定した決算(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。以下第八節までにおいて同じ。)」において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに)」に改める。

第六十一条の四第一項中「昭和五十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同条第三項中「行為」の下に「(第二号において「接待等」という。)」を加え、「専ら従業員」の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用」を「次に掲げる費用のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

第六十一条の四に次の一項を加える。

4 前項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

第六十二条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第六項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項第十二号中「第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の十一第二項」に、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十二条の三第一項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の

第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第二項第一号ロ(1)中「(これらに類する出資として政令で定めるものを含む。)」を削り、同号ハを削り、同号二を同号ハとし、同条第四項第十号中「第十四号」を「第十二号」に改め、同条第八項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第九項中「第六十五条の十五」を「第六十六条」に、「第十一項」を「第十項」に、「第六十五条の八第十三項」を「第六十五条の八第十四項」に、「第六十五条の八第十四項」を「第六十五条の八第十五項」に、「第十二項まで」を「第十三項まで」に改め、同条第十一項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「第四十二条の十一第六項」を「第四十二条の十一第二項」に、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十三条第一項中「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」を「第四十二条の十一第六項及び第七項」に改め、同条第三項第十号中「第三十七条第四項第一号又は第二号」を「第三十七条第三項各号」に改め、同条第四項中「第六十五条の八第十

三項」を「第六十五条の八第十四項」に、「第六十五条の八第十四項」を「第六十五条の八第十五項」に、「第十一項」を「第十二項」に改める。

第六十四条第一項中「当該事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改める。

第六十四条の二第一項中「当該収用等のあつた日を含む事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。第八節までにおいて同じ。）において」を削り、「特別勘定として」を「当該収用等のあつた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第七項中「終了の時ににおいて」を「の確定した決算」に改め、同条第十六項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に



次の一項を加える。

11 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条第一項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項」に改める。

第六十五条の二第四項及び第五項中「添附」を「添付」に改め、同条第七項中「第六十四条の二第十項又は第十一項」を「第六十四条の二第十項から第十二項まで」に改め、「において、第六十四条の二第十項」の下に「若しくは第十一項」を加え、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に改め、同条第九項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項

及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「ついてはこれらの」を「ついては、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条第十項中「及び第八項」を「第八項及び前項」に、「第一項」を

「第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項」に改める。

第六十五条の三第一項中「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改め、同条第七項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「これらの」を「これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同条第八項中「第一項」を「第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項」に改める。

第六十五条の四第一項中「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改め、同項第九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項」に改め、「中心市街地整備推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、「第七条第一項」を「第十六条第一項」に、「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「第六条第一項」を「第十二条第一項」に、「基本計画」を「認定基本計画」に改め、同項第十二号口を削り、同号ハ中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関

する法律第二十一条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十一条第二項」に、「認定中小小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第四条第五項」を「第七条第七項」に改め、同号八を同号口とし、同号二を同号ハとし、同項第十三号中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号口」に、「連携等」を「他の事業者との事業の共同化」に改め、同項第十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「中心市街地整備改善活性化法」を「中心市街地活性化法」に、「第七条第一項」を「第十六条第一項」に、「中心市街地整備改善活性化法第七条第一項」を「中心市街地活性化法第十六条第一項」に改め、「譲渡」の下に「中心市街地活性化法第十六条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が政令で定める者である場合に、」を加え、「あつては、」を「あつては」に、「当該設置」を「当該特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置」に改める。

第六十五条の五第一項中「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第二十二

号の」を「第十六号の」に、「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に、「第二十四号」を「第十八号」に改め、「当該事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は）」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに）」に改め、同項の表の第一号中「第二十二号」を「第十六号」に、「第十三号」を「第十一号」に改め、同表の第九号中「低開発地域工業開発地区等」を「都市開発区域等」に、「低開発地域工業開発促進法第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区」を「首都圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域」に改め、同表の第十号及び第十一号を削り、同表の第十二号を同表の第十号とし、同表の第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同表の第十七号及び第十八号を削り、同表の第十九号を同表の第十五号とし、同表の第二十号及び第二十一号を削り、同表の第二十二号を同表の第十六号とし、同表の第二十三号中「第四条の二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に改め、同号を同表の第十七号とし、同表の第二十四号の下欄中「船舶」の下に「（漁船以外のものにあつては、政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同表の第十八号とし、同条第四項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第九項